

報告事項

3. 空き家住宅等除却事業補助金について

公募

受付期間 令和4年7月1日（金）から7月15日（金）

募集件数 空き家住宅等除却補助 5件
空き家住宅等除却に付随した立木竹伐採補助 2件

補助金の額 空き家住宅等除却補助 工事費用の10分の8（上限800,000円）
立木竹伐採補助 伐採費用の10分の8（上限50,000円）

応募件数 11件

交付決定

No.	所在地	除却日（予定日）	備考
1	水口町水口	令和4年11月8日	立木竹伐採
2	甲賀町大原市場	令和5年2月中旬	
3	信楽町黄瀬	令和5年1月下旬	
4	甲南町野田	令和5年2月中旬	立木竹伐採
5	土山町南土山甲	令和5年2月中旬	

※ 5件とも、不良住宅（主として居住の用に供される建築物又は建築物の部分でその構造又は設備が著しく不良であるため居住の用に供することが著しく不適当なもの）の除却

公募の例外

令和3年度特定空家等の判定に議題として挙げられた空家等についての除却 2件

対象建築物所在地

No.	所在地	除却日（予定日）	備考
1	信楽町上朝宮	令和4年9月30日	
2	土山町徳原	令和4年12月19日	

令和4年度 空き家住宅等除却等事業補助候補者の募集案内

甲賀市役所 建設部 住宅建築課 空家対策室

電話 0748-69-2214

FAX 0748-63-4601

甲賀市内の空き家住宅等を除却される場合、また同時に敷地内の立木竹を伐採される場合に、その経費の一部を補助します。補助を受けるには、一定の要件があります。

1. 募集件数・期間等

- (1) 補助件数 5件程度
- (2) 受付期間 令和4年7月1日（金）から令和4年7月15日（金）平日の8:30~17:15
- (3) 提出書類 ①空き家住宅等除却等事業補助金交付事業補助候補者申請書
②位置図（建築物の所在及びその敷地が判断できるもの）
③建築物等の現況写真
- (4) 提出場所 甲賀市役所建設部住宅建築課 ※郵送での提出 受付期間内必着
- (5) 抽選会 （申請者多数の場合の抽選会を実施します）
 - ①実施日時 令和4年7月25日（月）10時から
 - ②抽選会場 甲賀市役所 3階会議室301
 - ③抽選会の参加 参加、不参加は自由です。
 - ④抽選の方法 市職員による抽選を行います。

2. 補助対象となる事業

- ① 除却後の跡地を地域活性化のための計画的利用に10年間以上供するために行う、空き家住宅（使用されておらず、かつ、今後も居住の用に供される見込みのない住宅）の除却
 - ② 除却後の跡地を地域活性化のための計画的利用に10年間以上供するために行う、空き家住宅に附属する建物の除却
 - ③ 不良住宅（主として居住の用に供される建築物又は建築物の部分でその構造又は設備が著しく不良であるため居住の用に供することが著しく不適当なもの）の除却
なお、住宅の不良度は、建築物の構造により、住宅地区改良法施行規則別表第一から別表第三のいずれかを用いて評定し、合算した評点が100以上と判定したものが対象となります。
 - ④ ①から③の除却事業と同時に行う立木竹（胸高直径が5センチメートル以上で、かつ樹高が5メートル以上）の伐採
 - ⑤ 除却工事を令和5年2月28日（火）までに完了する見込みのあるもの
- ※同一敷内にある建物全てを除却する工事が対象となります。
- ※補助金交付決定後に施工業者と請負契約を締結する工事が対象となります。

3. 補助対象者

- ① 除却対象建築物の名義人等（※）
- ② 名義人等から除却の同意を得ている者
- ③ 市税の滞納がない者

※ 名義人等とは、土地及び建物の登記事項証明書に所有者（未登記の場合は、名寄台帳又は固定資産税納税通知書に納税義務者）として記録されている者（法人を除く。）又はその者から対象建築物を相続した者

4. 補助金の額

空き家住宅等の除却事業

下記①、②のいずれか少ない方の額に10分の8を乗じて得た額とします。
ただし、800,000円を上限とし、1,000円未満の端数は切り捨てます。

- ① 補助対象事業に要する経費
- ② 国土交通大臣が定める標準建設費等のうちの除却工事費の1平方メートル当りの単価（木造の場合は27,000円、非木造の場合は39,000円）を対象建築物の延べ面積に乗じて得た額

立木竹の伐採事業

立木竹の伐採、運搬及び処分に要する額に10分の8を乗じて得た額とします。
ただし50,000円を上限とし、1,000円未満の端数は切り捨てます。

5. 補助候補者の決定の流れ

- ① 補助候補者申請書等の提出
- ② 申請書等の書類審査
- ③ 申込多数の場合、補助候補者の優先順位抽選会
- ④ 建築物等の現地確認及び審査（優先順位上位の方から順次）
※ 建築物内部にも入りますので、所有者等の立ち会いをお願いします。
- ⑤ 補助候補者の決定

6. 補助金交付の流れ

- ① 交付申請書等の提出
- ② 申請書等の書類審査
- ③ 交付決定 ※交付決定後、施工業者と契約してください。
- ④ 工事着工・工事完了 ※工事着工前、工事中、完了後の写真が必要です。
- ⑤ 実績報告の提出
- ⑥ 補助金の額の確定
- ⑦ 補助金の交付請求
- ⑧ 補助金の交付

報告事項

4. 空き家の利活用補助金について

補助金交付実績 (1月20日現在)

1. 成約補助事業 10件

信楽町中野	(令和4年 4月 1日 成約)
土山町黒川	(令和4年 4月14日 成約)
土山町南土山甲	(令和4年 4月24日 成約)
甲南町野田	(令和4年 5月12日 成約)
甲南町耕心	(令和4年 6月27日 成約)
甲賀町櫛野	(令和4年 7月10日 成約)
甲南町野尻	(令和4年 9月11日 成約)
信楽町中野	(令和4年10月23日 成約)
土山町鮎河	(令和4年11月28日 成約)
土山町大河原	(令和4年12月28日 成約)

2. 家財処分事業 4件

甲南町耕心
信楽町中野
水口町本町
土山町大河原

報告事項

5. 法律相談会の結果について

【周知方法】

- ・ HP 掲載
- ・ 広報誌（7月号、10月号）
- ・ 空き家所有者への管理通知及びアンケート調査に案内を同封

【実施日・相談者数】

第1回	令和4年 8月10日（水）	2組
第2回	令和4年 9月10日（土）	4組
第3回	令和4年10月 5日（水）	2組
第4回	令和4年11月 5日（土）	4組
	計	12組

開催時間はいずれも9時30分～12時00分

【相談者内訳】

市内 11組 市外 1組（兵庫県）

【相談内容（多かったもの）】

- ・ 相続人が多数いる場合の対応について（相続人の一人と連絡が取れない場合など）
- ・ 相続税や贈与税、固定資産税について
- ・ 生前に名義を変える方が良いのか、相続が発生してから変える方が良いのか
- ・ 所有者が高齢で対応できない場合の親族の対応について
- ・ 相続協議が整っておらず、どのように進めれば良いか
- ・ 物件の活用、売却方法について

空き家に関する

空き家発生予防のための



無料法律相談会



将来、空き家になるかも・・・
処分したいけれど、どんな手続きが必要？
相続はどのようにすればいい？

司法書士・税理士・弁護士が
相談に応じます。



<開催日時・会場>

開催日時	第1回：令和4年 8月10日（水） 第2回：令和4年 9月10日（土） 第3回：令和4年10月 5日（水） 第4回：令和4年11月 5日（土） ※ 開催日の2週間前までにお申し込みください。
時間	午前9時30分から12時00分 （1組30分程度）
会場	甲賀市役所 別館会議室101

【申込方法については裏面へ】

主催：甲賀市 協力団体：滋賀県司法書士会、近畿税理士会、滋賀弁護士会

法律相談会 申込書

※ 先着順 ※

※ ご記入いただいた個人情報については、市の空家対策以外には使用しません。

希望回	第1希望	第2希望	第3希望
	第 回	第 回	第 回
ふりがな			
お名前			
ご住所			
電話番号			
空き家所在地	甲賀市		
相談内容	(例) 相続人が多数いるが、どうすれば良いか知りたい。		
アンケート	空き家の利活用、改修、解体についてのご相談は… 必要 ・ 不要 (該当する方に○を付けてください)		

申込先

甲賀市役所 住宅建築課 空家対策室
〒528-8502 甲賀市水口町水口6053番地
TEL : 0748 - 69 - 2214 / FAX : 0748 - 63 - 4601
E-mail : koka10405000@city.koka.lg.jp

※TEL・FAX・E-mail・郵送いずれかの方法でお申し込みください。
※先着順でのご案内になります。



- ・法律相談会は、新型コロナウイルス感染症対策を行った上で開催します。
- ・お越しの際は、マスクを必ず着用していただき、体調がすぐれない場合は、来庁をひかえていただきますよう、お願いいたします。
- ・新型コロナウイルス感染症の流行状況によって、開催を中止する場合がありますのでご了承ください。